

平成十六年政令第三百七十九号

不動産登記令

内閣は、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条、第二十二條、第二十五條第十三号、第二十六條及び第七十條第三項（これらの規定を同法第十六條第二項において準用する場合を含む。）並びに同法第百二十一條第一項の規定に基づき、不動産登記法施行令（昭和三十五年政令第二百二十八号）の全部を改正する。この政令を制定する。

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 申請情報及び添付情報（第三条―第九條）

第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続（第十条―第十四條）

第四章 書面を提出する方法による登記申請の手続（第十五條―第十九條）

第五章 雜則（第二十條―第二十七條）

第一章 総則

第一条 この政令は、不動産登記法（以下「法」という。）の規定による不動産についての登記に関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 添付情報 登記の申請をする場合において、法第二十二條本文若しくは第六十一條の規定、次章の規定又はその他の法令の規定によりその申請情報と併せて登記所に提供しなければならないものとされている情報をいう。

二 土地所在図 一筆の土地の所在を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

三 地積測量図 一筆の土地の地積に関する測量の結果を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

四 地役権図面 地役権設定の範囲が承役地の一部である場合における当該地役権設定の範囲を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

五 建物図面 一つの建物の位置を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

六 各階平面図 一つの建物の各階ごとの平面の形状を明らかにする図面であつて、法務省令で定めるところにより作成されるものをいう。

七 嘱託情報 法第十六條第一項に規定する登記の嘱託において、同條第二項において準用する法第十八條の規定により嘱託者が登記所に提供しなければならない情報をいう。

八 順位事項 法第五十九條第八号の規定により権利の順位を明らかにするために必要な事項として法務省令で定めるものをいう。

第二章 申請情報及び添付情報

第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならない法第十八條の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。

一 申請人の氏名又は名称及び住所

二 申請人が法人であるときは、その代表者の氏名

三 代理人によつて登記を申請するときは、当該代理人の氏名又は名称及び住所並びに代理人が法人であるときはその代表者の氏名

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三條その他の法令の規定により他人に代わつて登記を申請するときは、申請人が代位者である旨、当該他人の氏名又は名称及び住所並びに代位原因

五 登記の目的

六 登記原因及びその日付（所有権の保存の登記を申請する場合にあつては、法第七十四條第二項の規定により敷地権付き区分建物について申請するときに限る。）

七 土地の表示に関する登記又は土地についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ 土地の所在する市、区、郡、町、村及び字

ロ 地番（土地の表題登記を申請する場合、法第七十四條第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない土地について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない土地について所有権の処分の制限の登記を嘱託する場合を除く。）

ハ 地目

二 地積 建物の表示に関する登記又は建物についての権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ 建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番

ロ 家屋番号（建物の表題登記（合体による登記等における合体後の建物についての表題登記を含む。）を申請する場合、法第七十四條第一項第二号又は第三号に掲げる者が表題登記がない建物について所有権の保存の登記を申請する場合及び表題登記がない建物について所有権の制限の登記を嘱託する場合を除く。）

ハ 建物の種類、構造及び床面積

ニ 建物の名称があるときは、その所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番（区分建物である附属建物にあつては、当該附属建物がある附属建物にあつては、当該附属建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番）並びに種類、構造及び床面積

ヘ 建物又は附属建物が区分建物であるときは、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の構造及び床面積（トに掲げる事項を申請情報の内容とする場合（ロに規定する場合を除く。）を除く。）

ト 建物又は附属建物が区分建物である場合であつて、当該建物又は附属建物が属する一棟の建物の名称があるときは、その名称

九 表題登記又は権利の保存、設定若しくは移転の登記（根質権、根抵当権及び信託の登記を除く。）を申請する場合において、表題部所有者又は登記名義人となる者が二人以上であるときは、当該表題部所有者又は登記名義人となる者ごとの持分

十 法第三十條の規定により表示に関する登記を申請するときは、申請人が表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

十一 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項

イ 申請人が登記権利者又は登記義務者（登記権利者及び登記義務者がいない場合にあつては、登記名義人）でないとき（第四号並びにロ及びハの場合を除く。）は、登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所

ロ 法第六十二條の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

ハ ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時にける住所

ニ 登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

ホ 権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部

ヘ 敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記（法第七十三條第三項ただし書に規定する登記を除く。）を申請するときは、次に掲げる事項

(1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

(2) 敷地権の種類及び割合

十二 申請人が法第二十二條に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、当該登記識別情報を提供することができない理由

十三 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

(申請情報の作成及び提供)

第四条 申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるときは、この限りでない。

第五条 合体による登記等の申請は、一の申請情報によつてしなければならない。この場合において、法第四十九條第一項後段の規定により併

ては、登記名義人）でないとき（第四号並びにロ及びハの場合を除く。）は、登記権利者、登記義務者又は登記名義人の氏名又は名称及び住所

ロ 法第六十二條の規定により登記を申請するときは、申請人が登記権利者、登記義務者又は登記名義人の相続人その他の一般承継人である旨

ハ ロの場合において、登記名義人となる登記権利者の相続人その他の一般承継人が申請するときは、登記権利者の氏名又は名称及び一般承継の時にける住所

ニ 登記の目的である権利の消滅に関する定め又は共有物分割禁止の定めがあるときは、その定め

ホ 権利の一部を移転する登記を申請するときは、移転する権利の一部

ヘ 敷地権付き区分建物についての所有権、一般の先取特権、質権又は抵当権に関する登記（法第七十三條第三項ただし書に規定する登記を除く。）を申請するときは、次に掲げる事項

(1) 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

(2) 敷地権の種類及び割合

十二 申請人が法第二十二條に規定する申請をする場合において、同条ただし書の規定により登記識別情報を提供することができないときは、当該登記識別情報を提供することができない理由

十三 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の申請情報欄に掲げる事項

(申請情報の作成及び提供)

第四条 申請情報は、登記の目的及び登記原因に応じ、一の不動産ごとに作成して提供しなければならない。ただし、同一の登記所の管轄区域内にある二以上の不動産について申請する登記の目的並びに登記原因及びその日付が同一であるときその他法務省令で定めるときは、この限りでない。

第五条 合体による登記等の申請は、一の申請情報によつてしなければならない。この場合において、法第四十九條第一項後段の規定により併

せて所有権の登記の申請をするときは、これと当該合体による登記等の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

2 信託の登記の申請と当該信託に係る権利の保存、設定、移転又は変更の登記の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

3 法第四百四条第一項の規定による信託の登記の抹消の申請と信託財産に属する不動産に関する権利の移転の登記若しくは変更の登記又は当該権利の登記の抹消の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

4 法第四百四条の二第一項の規定による信託の登記の抹消及び信託の申請と権利の変更の登記の申請とは、一の申請情報によってしなければならない。

（申請情報の一部の省略）

第六条 次の各号に掲げる規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産を識別するために必要な事項として法第二十七条第四号の法務省令で定めるもの（次項において「不動産識別事項」という。）を申請情報の内容としたときは、当該各号に定める事項を申請情報の内容とすることを要しない。

一 第三条第七号 同号に掲げる事項

二 第三条第八号 同号に掲げる事項

三 第三条第十一号（一） 敷地権の目的となる土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番、地目及び地積

2 第三条第十三号の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、不動産識別事項を申請情報の内容としたときは、次に掲げる事項を申請情報の内容とすることを要しない。

一 別表の十三の項申請情報欄に掲げる当該所有権の登記がある建物の家屋番号

二 別表の十三の項申請情報欄（一）に掲げる当該合体前の建物の家屋番号

三 別表の十八の項申請情報欄に掲げる当該区分所有者が所有する建物の家屋番号

四 別表の十九の項申請情報欄に掲げる当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

五 別表の三十五の項申請情報欄又は同表の三十六の項申請情報欄に掲げる当該要役地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該要役地の地番、地目及び地積

六 別表の四十二の項申請情報欄イ、同表の四十六の項申請情報欄イ、同表の四十九の項申請情報欄イ、同表の五十五の項申請情報欄イ又は同表の五十九の項申請情報欄ロに掲げる他の登記所の管轄区域内にある不動産についての第三条第七号及び第八号に掲げる事項

七 別表の四十二の項申請情報欄ロ（一）、同表の四十六の項申請情報欄ハ（一）、同表の四十七の項申請情報欄ホ（一）、同表の四十九の項申請情報欄ハ（一）若しくはハ（二）、同表の五十六の項申請情報欄ニ（一）、同表の五十八の項申請情報欄ハ（一）若しくはハ（二）に掲げる当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに当該土地の地番

八 別表の四十二の項申請情報欄ロ（二）、同表の四十六の項申請情報欄ホ（二）、同表の四十七の項申請情報欄ホ（二）若しくはハ（二）、同表の五十五の項申請情報欄ハ（二）、同表の五十六の項申請情報欄ニ（二）又は同表の五十八の項申請情報欄ハ（二）若しくはハ（二）に掲げる当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号

（添付情報）

第七条 登記の申請をする場合には、次に掲げる情報をその申請情報と併せて登記所に提供しなければならない。

一 申請人が法人であるとき（法務省令で定める場合を除く。）は、次に掲げる情報

イ 会社法人等番号（商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第七条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人等番号をいう。以下このイにおいて同じ。）を有する法人にあっては、当該法人の会社法人等番号

ロ イに規定する法人以外の法人にあっては、当該法人の代表者の資格を証する情報

二 代理人によって登記を申請するとき（法務省令で定める場合を除く。）は、当該代理人の権限を証する情報

三 民法第四百二十三条その他の法令の規定により他人に代わって登記を申請するときは、代位原因を証する情報

四 法第三十条の規定により表示に関する登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報

イ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の（一）又は（二）に掲げる場合にあっては当該（一）又は（二）に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の（一）又は（二）に掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付情報欄に規定するところによる。

（1） 法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの正本を含む。以下同じ。）

（2） 法第八十二条に規定する仮登記を命ずる処分があり、法第七十七条第一項の規定による仮登記を申請するとき 当該仮登記を命ずる処分の決定書の正本

ハ 登記原因については第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報

六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

2 前項第一号及び第二号の規定は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

3 次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

（1） 法第六十九條の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合

（2） 所有権の保存の登記を申請する場合（敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。）

（3） 法第一百一条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（保全仮登記とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登記の抹消を申請する場合

（4） 法第一百一一条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（5） 法第一百三十三條の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（6） 登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等

（7） 法第二十二條の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記

二 所有権の登記がある建物の合体による登記等

三 所有権の登記がある建物の合併の登記

四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

六 質権又は抵当権の順位の変更の登記

七 民法第三百九十八條の十四第一項ただし書（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の定めたる登記

八 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記

九 仮登記の登記名義人が単独で申請する仮登記の抹消

2 前項の登記のうち次の各号に掲げるものの申請については、当該各号に定める登記識別情報を提供すれば足りる。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記 当該合筆に係る土地のうちいずれか一筆の土地の所有権の登記名義人の登記識別情報

二 登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等 当該合体に係る

あつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報

イ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の（一）又は（二）に掲げる場合にあっては当該（一）又は（二）に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の（一）又は（二）に掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付情報欄に規定するところによる。

（1） 法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの正本を含む。以下同じ。）

（2） 法第八十二条に規定する仮登記を命ずる処分があり、法第七十七条第一項の規定による仮登記を申請するとき 当該仮登記を命ずる処分の決定書の正本

ハ 登記原因については第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報

六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

2 前項第一号及び第二号の規定は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

3 次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

（1） 法第六十九條の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合

（2） 所有権の保存の登記を申請する場合（敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。）

（3） 法第一百一条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（保全仮登記とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登記の抹消を申請する場合

（4） 法第一百一一条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（5） 法第一百三十三條の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（6） 登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等

（7） 法第二十二條の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記

二 所有権の登記がある建物の合体による登記等

三 所有権の登記がある建物の合併の登記

四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

六 質権又は抵当権の順位の変更の登記

七 民法第三百九十八條の十四第一項ただし書（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の定めたる登記

八 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記

九 仮登記の登記名義人が単独で申請する仮登記の抹消

2 前項の登記のうち次の各号に掲げるものの申請については、当該各号に定める登記識別情報を提供すれば足りる。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記 当該合筆に係る土地のうちいずれか一筆の土地の所有権の登記名義人の登記識別情報

二 登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等 当該合体に係る

あつたことを証する市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、区長又は総合区長とする。第十六条第二項及び第十七条第一項を除き、以下同じ。）、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

五 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる情報

イ 法第六十二条の規定により登記を申請するときは、相続その他の一般承継があつたことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報（公務員が職務上作成した情報がない場合にあっては、これに代わるべき情報）

ロ 登記原因を証する情報。ただし、次の（一）又は（二）に掲げる場合にあっては当該（一）又は（二）に定めるものに限るものとし、別表の登記欄に掲げる登記を申請する場合（次の（一）又は（二）に掲げる場合を除く。）にあっては同表の添付情報欄に規定するところによる。

（1） 法第六十三条第一項に規定する確定判決による登記を申請するとき 執行力のある確定判決の判決書の正本（執行力のある確定判決と同一の効力を有するもの正本を含む。以下同じ。）

（2） 法第八十二条に規定する仮登記を命ずる処分があり、法第七十七条第一項の規定による仮登記を申請するとき 当該仮登記を命ずる処分の決定書の正本

ハ 登記原因については第三者の許可、同意又は承諾を要するときは、当該第三者が許可し、同意し、又は承諾したことを証する情報

六 前各号に掲げるもののほか、別表の登記欄に掲げる登記を申請するときは、同表の添付情報欄に掲げる情報

2 前項第一号及び第二号の規定は、不動産に関する国の機関の所管に属する権利について命令又は規則により指定された官庁又は公署の職員が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

3 次に掲げる場合には、第一項第五号ロの規定にかかわらず、登記原因を証する情報を提供することを要しない。

（1） 法第六十九條の二の規定により買戻しの特約に関する登記の抹消を申請する場合

（2） 所有権の保存の登記を申請する場合（敷地権付き区分建物について法第七十四条第二項の規定により所有権の保存の登記を申請する場合を除く。）

（3） 法第一百一条第一項の規定により民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十三条第一項の規定による処分禁止の登記（保全仮登記とともにしたものを除く。次号において同じ。）に後れる登記の抹消を申請する場合

（4） 法第一百一一条第二項において準用する同条第一項の規定により処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（5） 法第一百三十三條の規定により保全仮登記とともにした処分禁止の登記に後れる登記の抹消を申請する場合

（6） 登記名義人が登記識別情報を提供しなければならない登記等

（7） 法第二十二條の政令で定める登記は、次のとおりとする。ただし、確定判決による登記を除く。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記

二 所有権の登記がある建物の合体による登記等

三 所有権の登記がある建物の合併の登記

四 共有物分割禁止の定めに係る権利の変更の登記

五 所有権の移転の登記がない場合における所有権の登記の抹消

六 質権又は抵当権の順位の変更の登記

七 民法第三百九十八條の十四第一項ただし書（同法第三百六十一条において準用する場合を含む。）の定めたる登記

八 信託法（平成十八年法律第八号）第三条第三号に掲げる方法によってされた信託による権利の変更の登記

九 仮登記の登記名義人が単独で申請する仮登記の抹消

2 前項の登記のうち次の各号に掲げるものの申請については、当該各号に定める登記識別情報を提供すれば足りる。

一 所有権の登記がある土地の合筆の登記 当該合筆に係る土地のうちいずれか一筆の土地の所有権の登記名義人の登記識別情報

二 登記名義人が同一である所有権の登記がある建物の合体による登記等 当該合体に係る

建物のうちいずれか一個の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報

三 所有権の登記がある建物の合併の登記 当該合併に係る建物のうちいずれか一個の建物の所有権の登記名義人の登記識別情報 (添付情報の一部の省略)

第九條 第七條第一項第六号の規定により申請情報と併せて住所を証する情報(住所について変更又は錯誤若しくは遺漏があつたことを証する情報を含む。以下この条において同じ。)を提出しなければならないものとされている場合において、その申請情報と併せて法務省令で定める情報を提供したときは、同号の規定にかかわらず、その申請情報と併せて当該住所を証する情報を提供することを要しない。

第三章 電子情報処理組織を使用する方法による登記申請の手続

第十條 (添付情報の提供方法)

第十條 電子情報処理組織を使用する方法(法第十八條第一号の規定による電子情報処理組織を使用する方法をいう。以下同じ。)により登記を申請するときは、法務省令で定めるところにより、申請情報と併せて添付情報を送信しなければならない。

第十一條 (登記事項証明書に代わる情報の送信)

第十一條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとされているときは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成十一年法律第二百二十六号)第二條第一項に規定する登記情報の送信を同法第三條第二項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならない。

第十二條 (電子署名)

第十二條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請するときは、申請人又はその代表者若しくは代理人は、申請情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第二百二号)第二條第一項に規定する電子署名をいう。以下同じ。)を行わなければならない。

2 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合における添付情報は、作成者による電子署名が行われているものでなければならない。

(表示に関する登記の添付情報の特則)

第十三條 前條第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報(申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。)が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

2 前項の場合において、当該申請人は、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に当該書面を提示しなければならない。

第十四條 (電子証明書の送信)

第十四條 電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、電子署名が行われている情報を送信するときは、電子証明書(電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成された電磁的記録をいう。)であつて法務省令で定めるものを併せて送信しなければならない。

第四章 書面を提出する方法による登記申請の手続

第十五條 (添付情報の提供方法)

第十五條 書面を提出する方法(法第十八條第二号の規定により申請情報を記載した書面(法務省令で定めるところにより申請情報の全部又は一部を記録した磁気ディスクを含む。)を登記所に提出する方法をいう。)により登記を申請するときは、申請情報を記載した書面に添付情報を記載した書面(添付情報のうち電磁的記録で作成されているものにあつては、法務省令で定めるところにより当該添付情報を記録した磁気ディスクを含む。)を添付して提出しなければならない。この場合において、第十二條第二項及び前條の規定は、添付情報を記録した磁気ディスクを提出する場合について準用する。

第十六條 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法務省令で定める場合を除き、申請情報を記載した書面に記名押印しなければならない。

2 前項の場合において、申請情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の

規定により記名押印した者(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明書(住所地の市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、市長又は区長若しくは総合区長とする。次條第一項において同じ。))又は登記官が作成するものに限る。以下同じ。)を添付しなければならない。

3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

4 官庁又は公署が登記の嘱託をする場合における嘱託情報を記載した書面については、第二項の規定は、適用しない。

5 第十二條第一項及び第十四條の規定は、法務省令で定めるところにより申請情報の全部を記録した磁気ディスクを提出する方法により登記を申請する場合について準用する。

(代表者の資格を証する情報を記載した書面の期間制限等)

第十七條 第七條第一項第一号又は第二号に掲げる情報を記載した書面であつて、市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成したものは、作成後三月以内のものでなければならない。

2 前項の規定は、官庁又は公署が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

(代理人の権限を証する情報を記載した書面への記名押印等)

第十八條 委任による代理人によつて登記を申請する場合には、申請人又はその代表者は、法務省令で定める場合を除き、当該代理人の権限を証する情報を記載した書面に記名押印しなければならない。復代理人によつて申請する場合における代理人についても、同様とする。

2 前項の場合において、代理人(復代理人を含む。)の権限を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者(委任による代理人を除く。)の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

3 前項の印鑑に関する証明書は、作成後三月以内のものでなければならない。

4 第二項の規定は、官庁又は公署が登記の嘱託をする場合には、適用しない。

(承諾を証する情報を記載した書面への記名押印等)

第十九條 第七條第一項第五号ハ若しくは第六号の規定又はその他の法令の規定により申請情報

と併せて提供しなければならない同意又は承諾を証する情報を記載した書面には、法務省令で定める場合を除き、その作成者が記名押印しなければならない。

2 前項の書面には、官庁又は公署の作成に係る場合その他法務省令で定める場合を除き、同項の規定により記名押印した者の印鑑に関する証明書を添付しなければならない。

第五章 雑則

(登記すべきものでないとき)

第二十條 法第二十五条第十三号の政令で定める登記すべきものでないときは、次のとおりとする。

一 申請が不動産以外のものについての登記を目的とするとき。

二 申請に係る登記をすることによつて表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者を除く。)が権利能力を有しないとき。

三 申請が法第三十二条、第四十一条、第五十六条、第七十三条第二項若しくは第三項、第八十条第三項又は第九十二条の規定により登記することができないとき。

四 申請が一個の不動産の一部についての登記(承役地についてする地役権の登記を除く。)を目的とするとき。

五 申請に係る登記の目的である権利が他の権利の全部又は一部を目的とする場合において、当該他の権利の全部又は一部が登記されていないとき。

六 同一の不動産に関し同時に二以上の申請がされた場合(法第十九條第二項の規定により同時にされたものとみなされる場合を含む。)において、申請に係る登記の目的である権利が相互に矛盾するとき。

七 申請に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的である権利と矛盾するとき。

八 前各号に掲げるもののほか、申請に係る登記が民法その他の法令の規定により無効とされるものが申請情報若しくは添付情報又は登記記録から明らかであるとき。

(写しの交付を請求することができる図面)

第二十一條 法第二百一十一條第一項の政令で定める図面は、土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図とする。

| | | |
|---------------------|--------------------------|---------------------|
| <p>九合筆の登記</p> | <p>十土地の滅失の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> |
| <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> |

| | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> |
|---------------------|---------------------|---------------------|

| | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> |
|---------------------|---------------------|---------------------|

| | | |
|---------------------|---------------------|---------------------|
| <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> | <p>一の登記（法第四十三條）</p> |
|---------------------|---------------------|---------------------|

| | | |
|--|---|--|
| <p>(1) 当該合を除く。は、次に掲 体前の建物のける情報 家屋番号 (2) 存続登である土地が区分所 記の目的、申有法第五条第一項の 請の受付の年規定により建物の敷 月日及び受付地となった土地であ 番号、順位事るときは、同項の規 項並びに登記約を設定したことを 名義人の氏名証する情報 又は名称 (3) 存続登所有法第二十二條第 記の目的とな二項ただし書の規約 る権利 二 存続登記合によるものである割 がある建物のときは、当該規約を 所有権の登記設定したことを証す 名義人が次にる情報 掲げる者と同(3) 敷地権の目的 一の者であるである土地が他の登 ときは、これ記所の管轄区域内に らの者が同一あるときは、当該土 の者でないも地の登記事項証明書 のとみなしたト 合体後の建物の 場合における持分について存続登 持分(二以上記と同一の登記をす の存続登記がるときは、当該存続 ある場合にお登記に係る権利の登 いて、当該二記名義人が当該登記 以上の存続登を承諾したことを証 記の登記の目する当該登記名義人 的、申請の受が作成した情報又は 付の年月日及当該登記名義人に対 び受付番号、抗することができ 登記原因及び裁判があったことを その日付及び証する情報 に登記名義人トの存続登記に がいずれも同係る権利が抵当証券 一であるときの発行されている抵 の当該二以上当権であるときは、 の存続登記の当該抵当証券の所持 目的である所人若しくは裏書人が 有権の登記名義人当該存続登記と同一 義人に係る持の登記を承諾したこ 分を除く。)</p> | <p>四 十 法第五十イ 変更後又イ 建物の所在する 一条第一は更正後の登市、区、郡、町、村、 項から第記事項 四項までロ 当該変更 変更し、又は更正す の規定にの登記又は更正ときは、変更後又 よる建物正の登記が敷は更正後の建物図面 の表題部地権に関するロ 床面積を変更し、 の変更のものであるト 又は更正するときは、 登記又はきは、変更前(一) 変更後又は更 法第五十イ又は更正前に(一) 変更後又は更 三条第一おける次に掲 正後の建物図面及び 項の規定ける事項 各階平面図 による建(一) 敷地権 (2) 床面積が増加 物の表題の目的となる が増加した部分につ 部の更正土地の所在す いて表題部所有者又 の 登 記 する 市、区、郡、 には所有権の登記名義 (十五)の町、村及び字 人が所有権を有する 項の登記並びに当該土 ことを証する情報 を除く。)</p> <p>五 十 敷地権のイ 敷地権のイ 区分所有法第五 発生若し目的となる土 条第一項の規約を設 くは消滅地の所在する 定したことににより敷 を原因と市、区、郡、 地権が生じたときは、 する建物町、村及び字 当該規約を設定した の表題部並びに当該土 ことを証する情報 の変更の地の地番、地 口 イの規約を廃止 登記又は目及び地積 したことににより区分 敷地権のロ 敷地権の 所有者の有する専有 存在若し種類及び割合 部分とその専有部分 くは不存ハ 敷地権の に係る敷地利用権と 在を原因登記原因及び を分離して処分する とする建その日付 ことができると 物の表題 部更正 の登記</p> | <p>六 十 建物の分イ 分割後、イ 当該分割後、区 割の登記区分後又は合 分後又は合併後の建 、建物の併後の建物に 物図面及び各階平面 区分の登つての第三 図 区又は建条第八号(ロロ 共用部分である 物の合併を除く。)に掲 旨の登記又は団地共 の登記 げる事項 ロ 分割前、 記がある建物につい 区分前若しく 用部分である旨の登 は合併前の建又は建物の区分の登 物又は当該分記を申請するときは、 割後、区分後当該建物の所有者を 若しくは合併証する情報 後の建物につハ 建物の区分の登 いて敷地権が記を申請する場合に 存するときは、おいて、区分後の建 当該敷地権に物について敷地権が つての次に存するときは、次に 掲げる事項 掲げる情報(区分建 (一) 敷地権 掲げる情報(区分建 の目的となる 建物の区分の登記 土地の所在すを申請するときは、 る市、区、郡、(一) 及び(三)を除 町、村及び字く。 並びに当該土(一) 敷地権の目的 地の地番、地である土地が区分所 目及び地積 有法第五条第一項の (2) 敷地権 規定により建物の敷 の種類及び割地となった土地であ 合 (3) 敷地権 約を設定したことを の登記原因及証する情報 びその日付 (2) 敷地権が区分 所有法第二十二條第 二項ただし書の規約 で定められている割 合によるものである</p> |
|--|---|--|

| | | |
|--|--|--|
| <p>所有権に関する登記</p> <p>二 所有権のイ 申請人がイ 表題部所有者の 十 保存の登記第七十四条相続人その他の一般 八 記（法第七十四条各号に承継人が申請すると 七十四号掲げる者のいきは、相続その他の 第一項各号に掲げる者であるか。一般承継による承継 号に掲げられた法第七十を証する情報（市町 者が申四第第一項第村長、登記官その他 請するも二号又は第三の公務員が職務上作 のに限り二号又は第三成した情報（公務員 が表題登記が職務上作成した情 ない建物について、これに代わる 場合において、（べき情報）を含むも 当該表題登記（法第七十四第 敷地権のある一 項第二号に掲げる 区分建物であるときは、次 るときは、次 に掲げる事項 （一）敷地権 の目的となる 土地の所在す る市、区、郡、 町、村及び字 並びに当該土 地の地番、地 目及び地積 （二）敷地権 の種類及び割 合</p> | <p>イ 表題部所有者の 他の一般 承継人による承継 情報（市町 長、登記官その他 公務員が職務上作 成した情報（公務員 が職務上作成した情 報）及び遺贈 （相続人に対する遺贈 に限る。）によって所 有権を取得したこと を証する情報 ハ 登記名義人とな る者の住所を証する 市町村長、登記官そ の他の公務員が職務 上作成した情報（公 務員が職務上作成し た情報）及び遺贈 （相続人に対する遺贈 に限る。）によって所 有権を取得したこと を証する情報 ニ 登記名義人とな る者の住所を証する 市町村長、登記官そ の他の公務員が職務 上作成した情報（公 務員が職務上作成し た情報）及び遺贈 （相続人に対する遺贈 に限る。）によって所 有権を取得したこと を証する情報 ホ 法第七十四第 一 項第二号又は第三 号に掲げる者が表題 登記がない土地につ</p> | <p>いて申請するときは、 当該土地についての 土地所在図及び地積 測量図 ヘ 法第七十四第 一 項第二号又は第三 号に掲げる者が表題 登記がない建物につ いて申請するときは、 当該建物について 建物図面及び各階平 面図 ト へに規定する場 合（当該表題登記が ない建物が区分建物 である場合に限り） において、当該区分 建物が属する一棟の 建物の敷地について 登記された所有権、 地上権又は賃借権の 登記名義人が当該区 分建物の所有者であ り、かつ、区分所有 法第二十二條第一項 ただし書の規約にお ける別段の定めがあ ることその他の事由 により当該所有権、 地上権又は賃借権が 当該区分建物の敷地 権とならないときは、 当該事由を証する情 報 チ へに規定する場 合において、当該表 題登記がない建物が 敷地権のある区分建 物であるときは、次 に掲げる情報 （一）敷地権の目的 である土地が区分所 有法第五條第一項の 規定により建物の敷 地となった土地であ るときは、同項の規 約を設定したことを 証する情報</p> |
| <p>（二）敷地権が区分 所有法第二十二條第 一項ただし書の規約 で定められている割 合によるものである ときは、当該規約を 設定したことを証す る情報 （三）敷地権の目的 である土地が他の登 記所の管轄区域内に あるときは、当該土 地の登記事項証明書</p> | <p>二 所有権の法第七十四第 九 記（法第七十四第 七十四号申請する旨 の規定によ り表題部 所有者か ら所有権 を取得し た者が申 請するも のに限る</p> | <p>三 表題登記 がない土 地につい てする所 有権の処 分の制限 の登記 三 表題登記 がない建 物の敷地 権のある 区分建物 であるこ うときは、 次 に掲げる 事項 イ 敷地権 の目的と なる土 地の所在 する市、 区、郡、 町、村及 び字並び に当該土 地の地番、 地目及び 地積 ロ 敷地権 の種類及 び割合 ハ 登記名 義人が作 成した情 報 ニ 登記名 義人とな る者の住 所を証す る市町村 長、登記 官その他 の公務員 が職務上 作成した 情報（公 務員が職 務上作成 した情報） 及び遺贈 （相続人 に対する 遺贈に限 る。）によ って所有 権を取得 したこと を証する 情報 ホ 法第六 十三條第 三項の規 定により 登記権利 者が単独 で申請す るときは、 相続があ ったこと を証する 市町村長 その他の</p> |
| <p>公務員が職務上作成 した情報（公務員が 職務上作成した情報 がない場合にあって は、これに代わるべ き情報）及び遺贈 （相続人に対する遺贈 に限る。）によって所 有権を取得したこと を証する情報 ハ 登記名義人とな る者の住所を証する 市町村長、登記官そ の他の公務員が職務 上作成した情報（公 務員が職務上作成し た情報）及び遺贈 （相続人に対する遺贈 に限る。）によって所 有権を取得したこと を証する情報 ニ 登記名義人とな る者の住所を証する 市町村長、登記官そ の他の公務員が職務 上作成した情報（公 務員が職務上作成し た情報）及び遺贈 （相続人に対する遺贈 に限る。）によって所 有権を取得したこと を証する情報 ホ 法第六十三條第 三項の規定により登 記権利者が単独で申 請するときは、相続 があったことを証す る市町村長その他の</p> | <p>イ 登記原因を証す る情報 ロ 法第六十三條第 三項の規定により登 記権利者が単独で申 請するときは、相続 があったことを証す る市町村長その他の</p> | <p>三 表題登記 がない土 地につい てする所 有権の処 分の制限 の登記 三 表題登記 がない建 物の敷地 権のある 区分建物 であるこ うときは、 次 に掲げる 事項 イ 敷地権 の目的と なる土 地の所在 する市、 区、郡、 町、村及 び字並び に当該土 地の地番、 地目及び 地積 ロ 敷地権 の種類及 び割合 ハ 登記名 義人が作 成した情 報 ニ 登記名 義人とな る者の住 所を証す る市町村 長、登記 官その他 の公務員 が職務上 作成した 情報（公 務員が職 務上作成 した情報） 及び遺贈 （相続人 に対する 遺贈に限 る。）によ って所有 権を取得 したこと を証する 情報 ホ 法第六 十三條第 三項の規 定により 登記権利 者が単独 で申請す るときは、 相続があ ったこと を証する 市町村長 その他の</p> |

| | |
|---|---|
| <p>五 民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九十 三条の規 定による 登記の登 記</p> | <p>権利を目的とする根質権の処分登記及び同条の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項 (一) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び字並びに土地の番及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 (二) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の番並びに当該建物の家屋番号 (三) 順位事項 (四) 申請を受ける登記所に共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p> |
| <p>イ 先順位の登記原因を証する情</p> | <p>イ 先順位の登記原因を証する情</p> |

| | |
|---|--|
| <p>五 民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九十 三条の規 定による 登記の登 記</p> | <p>項(同項第四号に掲げる登記事項であつて、他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものがあるときは、当該不動産についての第三号第七号及び第八号に掲げる事項を含む。) ハ 法第九十条第一項各号に掲げる登記事項 ニ 根質権の登記にあつては、法第九十条第二項において準用する法第八十八条第二項各号に掲げる登記事項</p> |
| <p>イ 根質権の登記原因を証する情</p> | <p>イ 根質権の登記原因を証する情</p> |

| | |
|---|---|
| <p>五 民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九十 三条の規 定による 登記の登 記</p> | <p>六十一条において準用する同法第三百七十条ただし書の別段の定め又は担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登記されておるときは、その定め根質権に関する共同担保目録があるときは、法務省令で定める事項</p> |
| <p>イ 根質権の登記原因を証する情</p> | <p>民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十九第二項の規定による請求をしたことを証する情報</p> |

| | |
|---|---|
| <p>五 民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九十 三条の規 定による 登記の登 記</p> | <p>三十五 民法第三 百六十一 条におい て準用す る同法第 三十九十 三条の二 十第一項 第三号の 規定によ り根質権 の担保す べき元本 が確定し た場合の 登記(法 第九十五 条第二項 において</p> |
| <p>イ 根質権の登記原因を証する情</p> | <p>民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第四十九条第二項(同法第八十八条において準用する場合を含む。)の規定による催告又は国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)第五十五条(同条の例による場合を含む。)の規定による通知を受けたことを証する情報</p> |

| | | | | | | |
|--|---|---|----------|---------------------------------------|-----------------------|--------------|
| 権の担保として他の一又は二以上の不動産に関する権利を目的とする抵当権の処分の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項（申請を受ける登記所に当該前の登記に係る共同担保目録がある場合には、法務省令で定める事項） | (1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び土地の字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 | (2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 | (3) 順位事項 | 二 根抵当権の処分の登記にあつては、法第八十八条第二項各号に掲げる登記事項 | ホ 民法第三百九十八条の登記にあつては、同 | 十六の登記にあつては、同 |
|--|---|---|----------|---------------------------------------|-----------------------|--------------|

| | | | | | |
|----------|--|--|---|---|--------|
| 条の登記である旨 | 一 不動産に関する権利を目的とする根抵当権の設定の登記又は二以上の不動産に関する権利を目的とする根抵当権の設定の登記（民法第三百九十八条の十六の登記をしたものに限る。） | 一 債権の担保として他の不動産に関する権利を目的とする根抵当権の登記及び同条の登記を申請するときは、前の登記に係る次に掲げる事項 | (1) 土地にあつては、当該土地の所在する市、区、郡、町、村及び土地の字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 | (2) 建物にあつては、当該建物の所在する市、区、郡、町、村、字及び土地の地番並びに当該建物の家屋番号 | 三 順位事項 |
|----------|--|--|---|---|--------|

| | | | | | |
|------------------------|---|--|---|--------------------------|----|
| 五 民法第三百九十三条の規定による代位の登記 | イ 先順位の前順位に優先する者が弁済を受けた不動産に関する権利、当該不動産の代価及び当該弁済を受けた額 | ロ 法第八十条第一項各号（根抵当権の登記にあつては、同項第一号を除く。）に掲げる登記事項（同項第四号に掲げる登記事項であつて、他の登記所の管轄区域内にある不動産に関するものは、当該不動産について第三号及び第八号に掲げる事項を含む。） | ハ 抵当権（根抵当権を除く。）の登記にあつては、法第八十八条第一項各号に掲げる登記事項 | ニ 根抵当権の登記にあつては、法第八十八条第二項 | 十八 |
|------------------------|---|--|---|--------------------------|----|

| | | | | | | |
|-------------------------------|------------------|--|-----------------|--|---|-------------------------------|
| 十六 民法第三百九十八条の第二項の規定による根抵当権の登記 | イ 根抵当権登記原因を証する情報 | ロ 分割前の根抵当権の債務者の氏名又は名称及び住所並びに担保すべき債権の範囲 | ハ 分割後の各根抵当権の極度額 | ニ 分割前の根抵当権について民法第三百七十条ただし書の別段の定め又は担保すべき元本の確定すべき期日の定めが登記されているときは、その定め | ホ 分割前の根抵当権に関する共同担保目録があると目録があるときは、法務省令で定める事項 | 十六 民法第三百九十八条の第二項の規定による請求をしたこと |
|-------------------------------|------------------|--|-----------------|--|---|-------------------------------|

| | | |
|---|--|---|
| <p>本が確定した登記（法第九十三條の規定により登記名義人が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>民法第三百九十八條の第一項第一号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記（法第九十三條の規定により登記名義人が単独で申請するものに限る。）</p> | <p>民法第三百九十八條の第一項第一号の規定により根抵当権の担保すべき元本が確定した場合の登記（法第九十三條の規定により登記名義人が単独で申請するものに限る。）</p> |
| <p>民事執行法第四十九條第二項（同法第八十八條において準用する場合を含む。）の規定による催告又は国税徴収法第五十五條（同條の例による場合を含む。）の規定による通知を受けたことを証する情報</p> | <p>債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する情報</p> | <p>債務者又は根抵当権設定者について破産手続開始の決定があったことを証する情報</p> |
| <p>が単独で申請するものに限る。） 買戻しの買主が支払った登記原因を証する情報 特約の代金（民法報第五百七十九條の別段の合意をした場合にあっては、その合意により定めた金額）及び契約の費用並びに買戻しの期間の定めがあるとき</p> | <p>信託に関する登記 六 信託の登記 五 記</p> | <p>信託財産に属する不動産について受託者の変更による権利の移転の登記（法第九十三條の第一項の規定による）</p> |
| <p>定により新たに選任された受託者が単独で申請するものに限る） 信託財産に属する不動産についてする権利の変更の登記（次項及び六十の七の項の登記を除く。）</p> | <p>イ 信託法第三條第三号に掲げる方法によつてされた信託にあっては、同法第四條第三項第一号に規定する公正証書等（公正証書については、その謄本）又は同項第二号の書面若しくは電磁的記録及び同号の通知をしたことを証する情報 ロ イに規定する信託以外の信託にあっては、登記原因を証する情報 ハ 信託目録に記載すべき情報 法第九十七條第一項に規定する事由により受託者の任務が終了したことを証する市町村長、登記官その他の公務員が職務上作成した情報及び新たに受託者が選任されたことを証する情報</p> | <p>イ 法第九十七條第一項第二号の定めのある信託の信託財産に属する不動産について権利の変更の登記を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、同号の定めに係る条件又は方法により指定され、又は定められた受益者であることを証する情報 ロ 信託法第八十五條第三項に規定する受益証券発行信託の信託財産に属する不動産について権利の変更の登記を申請する場合において、申請人が受益者であるときは、次に掲げる情報 （一） 当該受益者が受益証券が発行されている受益権の受益者であるときは、当該受益権に係る受益証券 （二） 当該受益者が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十七條の第二項に規定する振替受益権の受益者であるときは、当該受益者が同法第二百二十七條の二十七條</p> |
| <p>項の規定により交付を受けた書面又は同法第二百七十七條の規定により交付を受けた書面若しくは提供を受けた情報 （三） 当該受益者が信託法第八十五條第二項の定めのある受益権の受益者であるときは、同法第八十七條第一項の書面又は電磁的記録 ハ 信託の併合又は分割による権利の変更の登記を申請するときは、次に掲げる情報 （一） 信託の併合又は分割をしても従前の信託又は信託法第五十五條第一項第六号に規定する分割信託若しくは同号に規定する承継信託の同法第二條第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、これを証する情報 （二） （一）に規定する場合以外の場合において、受託者において信託法第五十二條第二項、第五十六條第二項又は第六十條第二項の規定による公告及び催告（同法第五十二條第三項、第五十六條第三項又は第六十條第三項の規定により公告を官報</p> | <p>（一） 信託の併合又は分割をしても従前の信託又は信託法第五十五條第一項第六号に規定する分割信託若しくは同号に規定する承継信託の同法第二條第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、これを証する情報 （二） （一）に規定する場合以外の場合において、受託者において信託法第五十二條第二項、第五十六條第二項又は第六十條第二項の規定による公告及び催告（同法第五十二條第三項、第五十六條第三項又は第六十條第三項の規定により公告を官報</p> | <p>（一） 信託の併合又は分割をしても従前の信託又は信託法第五十五條第一項第六号に規定する分割信託若しくは同号に規定する承継信託の同法第二條第九項に規定する信託財産責任負担債務に係る債権を有する債権者を害するおそれのないことが明らかであるときは、これを証する情報 （二） （一）に規定する場合以外の場合において、受託者において信託法第五十二條第二項、第五十六條第二項又は第六十條第二項の規定による公告及び催告（同法第五十二條第三項、第五十六條第三項又は第六十條第三項の規定により公告を官報</p> |

| | | |
|--|--|--|
| <p>六三六 信託法第三号に掲げられた方法によつてされた信託の利の変更の登記</p> | <p>六三六 信託法第三号に掲げられた方法によつてされた信託の利の変更の登記</p> | <p>事項を掲載する日刊新聞紙又は同法第五十二条第三項第二号に規定する電子公告によつてした法人である受託者にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該信託の併合若しくは分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する情報</p> |
| <p>七 信託財産に属する不動産について受託者の任務の終了による権利の変更の登記（法第百条第二項の規定により他の受託者が単独で申</p> | <p>七 信託財産に属する不動産について受託者の任務の終了による権利の変更の登記（法第百条第二項の規定により他の受託者が単独で申</p> | <p>事項を掲載する日刊新聞紙又は同法第五十二条第三項第二号に規定する電子公告によつてした法人である受託者にあつては、これらの方法による公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該信託の併合若しくは分割をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する情報</p> |
| <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>仮登記の抹消に関するものに限る</p> |
| <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>仮登記の抹消に関するものに限る</p> |
| <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>仮登記の抹消に関するものに限る</p> |
| <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>七 仮登記の抹消（法第百十条の規定により</p> | <p>仮登記の抹消に関するものに限る</p> |

| | |
|--|--|
| 五十七 不動産に 関する所 有権以外 の権利の 取用によ る権利の 消滅の登 記 | |
| | 付の年月日及 び受付番号、 登記原因及び その日並び に順位事項 |
| 取用の裁決が効力を 失っていないことを 証する情報及びその 他の登記原因を証す る情報 | |